

令和 7 年

第 1 回 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

令和 7 年 1 月 9 日

水 戸 市 教 育 委 員 会

令和7年第1回教育委員会定例会

1 開催日時 令和7年1月9日(木) 午後5時00分 開会
午後5時58分 閉会

2 開催場所 水戸市役所 3階 教育委員会室

3 出席者 教育長 志 田 晴 美
委員 富 田 教 代 (教育長職務代理者)
委員 篠 崎 和 則
委員 丸 山 陽 子
委員 内 田 和 子

4 欠席者 なし

5 説明のため出席した職員の職、氏名

教育部長	三 宅 修
総合教育研究所長	瀧 健 一
技監兼学校施設課長	和 田 英 嗣
参事兼生涯学習課長	林 栄 一
参事兼歴史文化財課長	小 川 邦 明
教育企画課長	湯 澤 康 一
学校管理課長	山 田 規 生
学校保健給食課長	相 沢 秀 幸
中央図書館長	堀野辺 直
教育研究課長	安 田 理 恵

6 傍聴人 なし

7 本日の日程

(1) 報 告

① 令和6年第4回水戸市議会定例会質問及び答弁内容等について【公開】

② 「近世日本の教育遺産群」に係る日本遺産の認定継続について【公開】

(2) 協 議

① 本市における今後の休日部活動の地域移行について【非公開】

(3) その他

① 特別展「人形百花譜 ～雛人形を中心とした節句人形たち～」の開催について【公開】

8 会議の概要

午後5時00分 開会

○志田教育長 新年、あけましておめでとうございます。

本年もよろしくお願いいたします。

ただいまから、令和7年第1回教育委員会定例会を開会いたします。

初めに、非公開とする案件についてお諮りいたします。

本日の案件のうち、協議（1）につきましては、非公開の取扱いといたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、これより報告を行います。

「報告（1） 令和6年第4回水戸市議会定例会質問及び答弁内容等について」、説明願います。

三宅教育部長。

○三宅教育部長 それでは、資料の1ページをお開き願います。

報告（1） 令和6年第4回水戸市議会定例会質問及び答弁内容等について、御説明いたします。

初めに、1会期でございますが、令和6年12月2日から12月17日までの16日間でございます。

2本会議の状況につきましては、3会派8議員から発言通告がございました。

質問及び答弁内容につきましては、学校教育部門では、教育ダッシュボードについての御質問や学習障害等への支援について、いじめ対策についてなど11項目13件、社会教育部門につきましては、水戸市立図書館についての御質問や台渡里官衙遺跡群整備についてなど5項目5件でございます。

主なものについて、御説明させていただきます。

初めに、ページを返していただき、2ページをお開き願います。

学校給食費無償化についての御質問に対しましては、市立小中学校における給食費の無償化については、令和5年度から特に子育てに係る費用負担の大きい中学生を対象に、市立中学校給食費の完全無償化を実現し、市立小学校給食費についても、令和6年度から給食費を2分の1に減額したこと、また、物価高騰の中でも、質や量を落とすことなく栄養バランスの取れた魅力ある学校給食を提供するために、食材料費の公費負担を拡大しているが、子育て世帯の経済的負担のさらなる軽減のためにも、市立小学校給食費の完全無償化を令和7年度から実施していくことなどについて答弁しております。

次に、5ページをお開き願います。

体育館への空調設備設置についての御質問に対しましては、今年度は、整備方針となる基本計画を策定することとしており、学校教育活動時においては、近年の記録的な猛暑による熱中症対策を、災害発生時においては、停電時でも一定期間運用可能な空調設備を整備し、避難者が不快にならない環境づくりを目的として、具体的な整備方針の検討を進めているところであり、今後の整備スケジュールとしては、全ての小中学校を3つのグループに分け、令和7年度から順次、実施設計、工事に着手し、令和10年度までの整備完了を目指すこととし、整備する順序については、学校運営における体育館の利用時間を考慮するとともに、全校に空調設備を整備するまでの間に災害が発生した際にも、避難所の機能面において地域間で偏りが生じないように、中学校から整備する方針で考えていること、小学校の整備順序については、体育館の利用頻度や、洪水時における避難の在り方な

どを考慮して決定していくことなどについて答弁をしております。

次に、11ページをお開き願います。

くれふしの里古墳公園についての御質問に対しましては、旧内原町地区にあるくれふしの里古墳公園は、16基の古墳を活用したユニークな公園で、園内には、展望台でありシンボルでもある、「はに丸タワー」のほか、多様な遊具類を備えるとともに、桜の季節には花見スポットとしても人気が高く、これらの個性的な特徴から、情報番組・バラエティ番組の取材・ロケが多く実施されており、テレビなどを通じて全国に魅力を知っていただく機会にも恵まれていること、しかしながら、公園整備から既に26年が経過し、施設・設備の老朽化が顕著となっており、特に遊具については、全9基ある遊具のうち、破損等の著しい5基については、ロープを張るなどして、利用者の安全確保を図っており、当公園の果たすべき役割を回復させ、子どもの遊び場の充実を図るため、国の財源支援策も活用し、遊具の再整備に向けた検討を積極的に行っていくことなどについて答弁しております。

次に、15ページをお開き願います。

学校における台南市の取り扱いについての御質問に対しましては、ページを返していただき、16ページを御覧いただきまして、友好交流都市の締結に至る背景やきっかけとなった杉浦茂峰氏について学ぶことは、締結した意義を深く理解し、将来的に友好関係を維持していく上で基盤になるものと考えており、「水戸教学」の時間を活用し、児童生徒が本市と交流の深い都市を調べる学習を行っていることから、教師用指導資料集に台南市に関する資料を追加し、杉浦氏や、杉浦氏を祀っている台南市の人々の思いについて知ることで、両市の発展を願う心情を育んでいくこと、さらに、互いの言語や文化を理解し、国際感覚を育む機会となるよう、杉浦氏の出身校である五軒小学校と杉浦氏を祀った飛虎將軍廟の近隣にある小学校によるオンライン交流を検討していくこと、また、給食に台湾のフルーツや献立が提供される際には、給食だよりを通じ、保護者にも周知していくことなどについて答弁しております。

その他、詳細につきましては、後ほどお目通しいただきたいと思います。

説明は、以上でございます。

○志田教育長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

富田委員。

○富田委員 学校給食費の完全無償化について、令和7年4月から市立小中学校全ての給食費が無償化となるという理解でよろしいですか。

○志田教育長 相沢学校保健給食課長。

○相沢学校保健給食課長 中学校は既に無償化しておりまして、小学校も令和7年度から無償化するため、市立小中学校全ての給食費が令和7年度4月から無償化となるということで進めているところでございます。

○志田教育長 内田委員。

○内田委員 12ページの小規模特認校について、国田義務教育学校は平成26年度に小規模特認校制度を導入して、約10年が経過していることもあり、「国田義務教育学校では小規模特認校制度利用の児童生徒が在校生の約4割」と非常に進んでおりますが、その他の学校につきましては、制度がどの程度利用されているのでしょうか。

○志田教育長 山田学校管理課長。

○山田学校管理課長 内田委員からの御質問でございますが、その他の学校の令和6年度の実績

といたしましては、上大野小学校で約30%、令和6年度から導入いたしました柳河小学校につきましては約4%、下大野小学校につきましては約13%、大場小学校が約16%となっております。

以上でございます。

○志田教育長 内田委員。

○内田委員 小規模特認校制度利用の児童は年々増えている状況ですか。

○志田教育長 山田学校管理課長。

○山田学校管理課長 ここ近年は横ばいとなっております。

○志田教育長 内田委員。

○内田委員 台南市の取り扱いについて、「水戸まごころタイム」に位置付けている水戸教学の教師用指導資料集に台南市に関する資料を追加するとしていたかと思います。

以前にもお伝えさせていただいたのですが、水戸まごころタイムに様々な内容を入れ込み過ぎているのではないかと感じておりまして、内容を精選する時期になっているのではないかと考えています。

内容を入れ込み過ぎることで、教職員の負担が大きくなることも懸念されるため、再度、見直しをしていただければと思います。

あと1点ございます。18ページの救急搬送に伴う条件整備について、茨城県で選定療養費の徴収を開始すると報道されたときに、学校での対応を心配していたのですが、学校現場においては、選定療養費の徴収の対象となるような救急車の要請は行われていないと確認ができたため、安心しました。

しかし、救急車を要請せずに、児童生徒の命に危険が生じることがあってはならないと思っておりますので、学校現場の判断で救急車を要請し、その結果、選定療養費の対象となった場合においても、補助等があると良いと思います。

以上です。

○志田教育長 水戸まごころタイムに関する御意見について、瀧総合教育研究所長。

○瀧総合教育研究所長 内田委員からの御指摘のとおり、水戸まごころタイムにつきましては、メインである問題解決学習以外に7つの項目を立てておりまして、小学校3年生から6年生までは、ICT活用や人権教育、そして、水戸教学等の多岐にわたる学習計画を立てているため、その中でも、効率的な、そして、必要なものを精選していく必要があると思っておりますので、検討していきたいと思います。

○志田教育長 救急搬送に関する御意見について、相沢学校保健給食課長。

○相沢学校保健給食課長 基本的には、学校での救急車の要請の際に、危機管理マニュアルに基づいて要請する場合であれば、選定療養費の徴収の対象には該当しないと考えております。

もし仮に選定療養費の徴収の対象となった場合は、基本的には保護者が負担することになります。

保護者が負担する場合において、何か問題が起きた際は、個別に対応を考え、検討をしていきたいと考えております。

○志田教育長 篠崎委員。

○篠崎委員 救急搬送における選定療養費の徴収に関して、恐らくほとんどのケースで問題ないと思いますが、万が一に保護者が選定療養費を支払わない際に、学校と保護者間でトラブルにならないかを心配しております。

学校の教材費等を保護者が支払わない場合には、充当する予算の措置もされていないために学校

現場が困ってしまい、悩んでいるケースがあります。

本来、保護者が負担すべきものであるため、病院や業者に支払いをした上で、当然、市が保護者に求償してその費用を支払ってもらう手続きは必要になると思いますが、このような支払いが困難である場合に充当することができる予備費のようなものを予算付けすることは難しいのでしょうか。

○志田教育長 相沢学校保健給食課長。

○相沢学校保健給食課長 学校現場での救急搬送において、選定療養費の徴収の対象となる可能性はゼロではないと思います。

ただ、選定療養費は、基本的には罹った患者が病院に対して支払うものとなるため、保護者が負担するものであると認識しております。

病院に対して保護者が支払わないということが可能であるかは不明ですが、病院に対して支払ったものについて、選定療養費の徴収の対象となる程度の軽症でなぜ救急車を要請したのかと学校と保護者間でトラブルになることは考えられますので、そのような場合は個別の対応を検討していきます。

○志田教育長 篠崎委員からありましたように、保護者から教材費等の徴収ができないことは実際にありますか。

瀧総合教育研究所長。

○瀧総合教育研究所長 学校で教材等を購入した際、保護者から教材費等の徴収ができない場合には、担任の教員や管理職員が家庭訪問等をして、何度も教材費等を預かりに行くというケースはございました。

最近では、学校を介さずに保護者が業者から直接購入するものが増えているため、大分改善されているのではないかと思います。

○志田教育長 丸山委員。

○丸山委員 学校現場においては、状況に応じて、救急搬送を要請するのか、保護者に連絡し、保護者が受診させるのかを適切に判断できている印象があります。

今まで、選定療養費以外のその他の費用等で学校現場としては適切に判断をしたものの、費用が発生し、保護者がその費用の負担をしたがらない状況となった場合に、最終的にはどのように対応していたのか教えてください。

○志田教育長 瀧総合教育研究所長。

○瀧総合教育研究所長 予算付けはされていないため、公費で支出することは難しいのですが、保護者からすぐにお金を受け取ることができない場合には、学校が一時的に立て替えていたことが過去にはあったかもしないと思います。

○志田教育長 丸山委員。

○丸山委員 トラブル予防として、保護者に対して、茨城県で選定療養費の徴収が始まったため、救急車を要請して徴収の対象となった場合には、負担していただく可能性がある旨をあらかじめお伝えしておくことも必要だと思います。

○志田教育長 学校現場において、今まで要請した救急搬送については、選定療養費の徴収の対象となるものはありませんでした。

個人的には、茨城県が決定した選定療養費の徴収について、もう少し学校現場に意見を聞く等の配慮をしてほしかったと思っています。

茨城県から学校現場に対して、ヒアリング等はありませんでしたよね。

相沢学校保健給食課長。

○相沢学校保健給食課長 教育委員会や学校に対するヒアリング等はありませんでした。

○志田教育長 茨城県から学校現場における救急搬送を要請する状況に関する相談等が無かった上に徴収の対象等が一律という取扱いとなっております。

最近の事業等は実施しながら改善をしていくことが多いため、今回の選定療養費の徴収に関しても、改善に向けて、学校における対応に関する要望をしていきたいと思っています。

内田委員。

○内田委員 今後、選定療養費を負担する可能性があるのであれば、救急搬送を要請しなくて良いと判断をする保護者が出てくる可能性がありますので、学校現場においては、選定療養費の徴収の対象となった場合の補助等を措置することで、安心して救急搬送の要請ができると思います。

○志田教育長 篠崎委員。

○篠崎委員 スポーツ振興センターの制度は対象とならないのでしょうか。

○志田教育長 相沢学校保健給食課長。

○相沢学校保健給食課長 選定療養費に関しては、スポーツ振興センターの災害給付の対象外となっております。

○志田教育長 選定療養費を負担する可能性があるために、救急搬送の要請を控えてしまうのでは本末転倒となってしまいます。

命に関わることであるため、学校現場としては危機管理マニュアルに基づき従来どおり要請していただかなければなりません。

篠崎委員。

○篠崎委員 学校現場は選定療養費の徴収を免除するという運用になれば心配する必要はありません。

交通事故における救急搬送での選定療養費の徴収についても議論になっておりまして、被害者が救急搬送は必要ないという認識でも加害者が要請して被害者を乗せた場合に、最終的には被害者へ選定療養費の請求がいくため、トラブルに繋がるのではないかとされています。

選定療養費の運用がさらに明確になれば、学校現場が混乱をするような事態になることは無いと思っています。

○志田教育長 丸山委員。

○丸山委員 判断に悩む状況の場合は、躊躇することなく要請していただき、その結果、病院に着いたときに回復していたとしても、要請の時点ではその必要があったということで、選定療養費の対象にはならないということであるため、通常の判断で要請している場合は、問題は起きないと思います。

軽症だと分かっているにも関わらず、救急車をタクシー代わりに要請することを抑えるためのものであるため、判断に悩む状況であれば、危機管理マニュアルに基づいた今までどおりの対応で良いと思います。

○志田教育長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 ないようでございますので、この件について終わります。

次に、「報告（２） 「近世日本の教育遺産群」に係る日本遺産の認定継続について」、説明願います。

小川参事兼歴史文化財課長。

○小川参事兼歴史文化財課長 それでは、報告(2) 「近世日本の教育遺産群」に係る日本遺産の認定継続について、御説明いたします。

資料の27ページを御覧ください。

近世日本の教育遺産群につきましては、文化庁の日本遺産継続審査において、令和6年7月に再審査とされておりましたが、再審査の結果、12月24日に認定継続となりましたことから、このたび、御報告をさせていただくものでございます。

初めに、1日本遺産について、御説明いたします。

(1)日本遺産制度につきましては、平成27年度に文化庁が創設したもので、我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として認定し、そのストーリーを構成する文化財を地域主体で整備・活用し、国内外に発信し、地域活性化を図ることを目的とするものでございます。

真実性を後世に継承するための不動産の保存に努める世界遺産とは趣旨が違っているものでございます。

水戸市の弘道館や偕楽園をはじめ、足利市、備前市、日田市の4市の教育遺産で構成する「近世日本の教育遺産群―学ぶ心・礼節の本源―」は、平成27年に、日本遺産ストーリー第1号として認定されております。

(2)「近世日本の教育遺産群―学ぶ心・礼節の本源―」ストーリー概要についてでございますが、我が国では、近代教育制度導入前から、多くの庶民も読み書き・算術ができ、礼儀正しさを身に付けるなど、高い教育水準を示してまいりました。

これは、様々な階層を対象とした学校の普及による影響が大きく、現代においても、学問・教育に力を入れ、礼節を重んじる日本人の国民性として受け継がれております。

この大きな役割を果たしてきた近世の教育について、その代表的な文化財を教育遺産群とし、その構成につきましては、(3)教育遺産群の構成文化財に記載のとおりとなっております。

2日本遺産の取組についてでございますが、これまで、4市において、教育遺産世界遺産登録推進協議会を設立し、世界遺産登録推進事業とともに、日本遺産魅力発信推進事業の取組を進めてまいりました。

(1)協議会の主な取組といたしましては、教育遺産群サポーター制度の設置・運用をはじめ、講演会やモニターツアー、子ども交流事業、体験ツアー造成等を行ってきたほか、(2)水戸市の主な取組といたしましても、二の丸展示館をリニューアルして日本遺産情報発信拠点とした整備や、小中学校における日本遺産に関する学習の実施等を行い、日本遺産や構成文化財を理解いただける活動を進めてまいりました。

28ページを御覧ください。

3日本遺産継続審査の結果についてでございますが、文化庁では、日本遺産の認定継続を判断する継続審査を行っており、今回は教育遺産群を含む平成27年度と平成30年度に認定された計30件が審査対象となっております。

教育遺産群は、7月に再審査と位置付けられましたが、再審査の結果、12月24日に認定継続(条件付)との発表をいただいたところでございます

審査における評価者や経過については記載のとおりでございまして、(3)日本遺産審査・評価委員会による再審査の評価といたしましては、「現代社会において教育や礼節を涵養する場となる、といった気概を持った取り組みが期待される」という評価をいただいたところでございます。

一方で、「構成自治体4市の連携を深めること」や、「民間事業者の活力を取り入れながら魅力ある文化資源を一層活用し、日本遺産の目的である観光振興・地域活性化に取り組むこと」との留意事項をいただいております。

このような評価を受け、4今後の取組といたしましては、これまで進めてまいりました教育遺産群のストーリーや魅力を発信することや、歴史・文化に誇りや愛着を持つ人々の育成、構成文化財の保存と活用などに加えて、民間事業者等の活力を取り入れながら、4市の連携した取組を深化させ、観光振興・地域活性化の強化を図ることを行ってまいります。

説明は、以上でございます。

○志田教育長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 ないようでございますので、この件について終わります。

次に、協議を行います。

【協議（1） 本市における今後の休日部活動の地域移行について：非公開】

○志田教育長 次に、その他に入ります。

「その他（1） 特別展「人形百花譜 ～雛人形を中心とした節句人形たち～」の開催について」、説明願います。

小川参事兼歴史文化財課長。

○小川参事兼歴史文化財課長 それでは、その他（1） 特別展「人形百花譜 ～雛人形を中心とした節句人形たち～」の開催について、御説明いたします。

29ページをお開き願います。

古来から、子どもの健やかな成長を願うために用意されてきました節句飾りや人形は、時代とともに形を変えつつも、上巳の節句や端午の節句は今も恒例行事として人形とともに祝われております。

市立博物館では、雛人形や節句人形、節句飾りを多数収蔵しております。

当展覧会ではこれらの節句雛人形等約500点を展示し、節句行事の由来や成り立ち、時代の流れによる変遷を追います。

2会期は、令和7年2月1日（土）から3月9日（日）までの32日間、3会場は、水戸市立博物館3・4階展示室、4主な展示資料といたしましては、江戸時代の享保年間に流行しました享保内裏雛・享保五人囃子のほか、御殿雛、節句人形など約500点の展示を行います。

5入場料は、一般200円となっており、各種割引もございます。

6主な関連行事といたしまして、「木のおひなさまを作ろう」や「ちりめん細工のうさぎのおひなさまを作ろう」など体験行事のほか、各種イベントを開催してまいります。

詳細につきましては、別添のチラシを御参照いただければと思います。

説明は、以上でございます。

○志田教育長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 ないようでございますので、この件について終わります。

以上をもちまして、本日の案件につきましては、全て終了いたしました。

その他、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 ないようでございますので、それでは、以上をもちまして、本日の定例会を閉会いたします。

御苦勞様でした。

午後 5 時58分 閉会